

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第20回 会議の記録

日時	平成 23 年 4 月 26 日(火) 18:45~22:30
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 3 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 14 名 伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／三宅 雄彦／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵／中田 了介／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 3 名 山本耕平／渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)条例案骨子について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 条例案骨子の再検討作業シート ・参考資料1 自治基本条例に関する市民Webアンケート結果(速報)
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### 1 開会

#### ○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(配布資料確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

- ・ Webアンケートは3月に実施する予定だったが、地震の影響で4月に繰越して行った。自由記述の回答項目については、整理が終わりしだい配布する。
- ・ 職員有志との意見交換は、5月11日(水)に浦和コミュニティーセンターで開催する。現在庁内で参加希望者を募っている。
- ・ 本日14時45分から、中間報告の市長提出を福島委員長はじめ4名の委員で改めて行った。

#### ○福島委員長

- ・ 本日、中津原副委員長、染谷委員、湯浅委員とともに、市長に中間報告を提出した。中津原副委員長より今後の意見交換会等に係る要望も伝えた。

## 2 議題

### (1)各チームからの報告事項について

#### ○福島委員長

- ・ 本日の議題は各チームからの報告事項と、条例案骨子の検討である。まずは各チームから報告をお願いしたい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームは、前回の検討委員会終了後に打ち合わせを行ったほか、中間報告の市長提出の後にも市民活動サポートセンターのスタッフと打ち合わせを行った。
- ・ 市民活動サポートセンターにおける常設展示、区民意見交換会、出前意見交換会の3つについて、検討を進めている。
- ・ 市民活動サポートセンターの常設展示を連休から始めるために、市民活動サポートセンターのスタッフと準備を進めている。横幅1800mmのボードを設置し、来場者に意見を貼り付けてもらう。それに合わせて、ニュースレターや中間報告概要版を配布するほか、中間報告書も閲覧できるようにしたい。
- ・ 出前意見交換会については、チラシを市民活動サポートセンターのスタッフとデザインした。印刷後、各公共施設で配布するほか、市民活動サポートセンターの登録団体に送付する。そのほか、様々な媒体を使って広報したい。
- ・ 区民意見交換会については、趣意書を作成し、事務局から各区と各区民会議に協力を依頼することとしたい。意見交換準備チームでは、区ごとの担当者を2名ずつ決めて、各担当者が知人を通じて呼び掛ける予定である。様々な媒体を使って広報したい。
- ・ 出前意見交換会と区民意見交換会は、並行して進める。
- ・ 意見交換の実施については、市長にも本日の中間報告提出の際に話した。

#### ○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームは、前回の委員会の終了後に打ち合わせを行った。
- ・ 8月に最終報告を取りまとめる前提なので、7月初旬には報告(案)の最終確認に入ることを目標とした。
- ・ 疑問点抽出作業の後、たたき台を作成し、それを委員会で検討した後に最終報告案の作成を行う。
- ・ 抽出された疑問点のうち大きな論点については、全体会での議論が必要と考えている。
- ・ 意見交換準備チームが中心となって進める意見交換会で出た市民意見の反映については、全体会で意見をいただきたい。意見交換の時期によっては、最終報告たたき台作成チーム内で作業を進めることも考えられる。
- ・ 基本的な進め方として、たたき台に対する意見を全体会でいただきながら、作業を進めたい。
- ・ 意見交換会で出た意見については、意見交換準備チームの方で項目・テーマごとに分類・整理してもらいたい。
- ・ 前文の作成を進める必要がある。前文に記述したい内容があれば、事務局までメールで伝えてほしい。

#### ○福島委員長

- ・ 前文は自治基本条例の主意を示すところなので、特に市民委員から意見をいただきたい。

#### ○事務局

- ・ 広報チームについては、前回の検討委員会終了後に打ち合わせを行った。

- ・ ニュースレター№.4の中面には中間報告から抜粋した内容を記載する予定である。
- ・ 最終面には市民活動サポートセンターのフェスティバルや中間報告の市長提出の様子、最終報告に向けての区民意見交換会、出前意見交換会、市民活動サポートセンターの常設展示の案内を記載する。
- ・ 編集の期限は5月6日としている。「区民意見交換会」の名称が決まっていないので、名称は早急に確定していただきたい。
- ・ デザインについては、今回は時間もないので事務局が中心となって作業を進める。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「ミニフォーラム」という名称は、あくまで全区で開催しなくても良いようにしたのか。
- ・ 期間も6月頃までとしてあるが、もう少し遅くまで開催しても良いのではないか。
- ・ それぞれの地域で開催する意見交換会の日程や会場については、ホームページや別のチラシで確認してもらうよう記載すれば良い。
- ・ 名称と期間は、意見交換準備チームで後ほど打ち合わせを行う。

#### ○事務局

- ・ ニュースレターの内容については、事務局で調整後、メールで送付するので、意見を伺いたい。
- ・ また、栗原委員にも広報チームにできる範囲で協力してもらえらることとなった。

#### ○中津原副委員長

- ・ 広報チームと意見交換準備チームは合同で進めることになると思う。

#### ○福島委員長

- ・ 広報の必要性を強く感じている。Webアンケートでも92%の回答者が条例の検討が行われていることを知らないと回答している。

#### ○事務局

(事務局より、市民意見交換会の開催に当たって想定される作業を説明)

- ・ 意見交換会を行う際に想定される作業を整理した。
- ・ 委員会が主体となって1回あたり3～4人で対応するということがだったが、それでは難しい可能性がある。
- ・ 事務局としては10区での開催を想定していなかった。市民意見を集めることの重要性は認識しているが、サポートしきれない部分が出てくる可能性があるため、ご理解いただき、検討委員会で役割分担をお願いしたい。
- ・ 区役所の施設はセキュリティの観点から使いづらい面があるので、意見交換準備チームと綿密に打ち合わせたい。

#### ○福島委員長

- ・ 会場によって労力も異なるようだが、問題もあるようなので意見交換準備チームで検討してほしい。

#### ○事務局

- ・ 10区で開催することについて、委員会全体で了承しているのか、確認したい。意見交換準備チームで各区2名の担当者を決めているが、他の委員の協力も不可欠である。

#### ○中津原副委員長

- ・ 結果的に全区で開催できないかもしれないが、各区を担当するメンバーがそれぞれ仕掛ける予定である。

### ○伊藤委員

- ・ あまり参加できない可能性がある。

### ○中津原副委員長

- ・ 伊藤委員には人脈を利用してキーパーソンを紹介していただきたい。

### ○伊藤委員

- ・ ある人から他の法令との整合性をチェックしているのか、という意見をもらった。多様な法令が絡み合っているため、それらを踏まえた条例にしなければならないが、細かく規定すればするほど、そこまでチェックすることができるのか。

### ○事務局

- ・ その点に関しては最終報告たたき台作成チームを中心に、法制課の職員からも意見をもらいながら考えていくことになる。

### ○福島委員長

- ・ 10区での開催について、基本的には10区開催を目指すのが、実際に集まる人数や委員の労力等の要素も踏まえ、臨機応変に対応することになるのではないかと。

### ○内田委員

- ・ 意見交換準備チームだけではなく、できる限り多くの委員に協力いただきたい。

### ○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームのメンバーと各区のキーパーソンで日程や場所等はセットし、その後各委員にも協力をお願いすることになる。

### ○福島委員長

- ・ 手が空いている委員はなるべく協力いただきたい。

### ○堀越委員

- ・ 意見交換会の受付等を手伝っていただける市民がいれば、手伝ってもらうことも可能ではないかと。

### ○福島委員長

- ・ そちらの方が好ましい形かもしれない。

## (2) 条例案骨子について

(中津原副委員長より、自治基本条例骨子案について再検討が必要な事項等を説明)

- ・ 全体の構成は、「市民」「議会」「行政」の3者が協働してまちづくりを進める、その進め方を説明する、というストーリーを明確に出すようにすべきではないかと。
- ・ 特に、「市政運営・まちづくり」に様々なものが並んでいて、分かりにくい。各主体がそれぞれ何をやれば良いのか、素直に頭に入ってくるようにしたい。
- ・ 「市長等」は、職員も含めて定義すべきではないかと。職員は、実質的には市民自治の極めて重要な主体だと思う。
- ・ 「市政」、「まちづくり」、「市民自治」の概念や相互の関係を整理する必要があるのではないかと。
- ・ 「市民」が主語になっている記述が極めて少ない。「市民自治基本条例」という名称を目指すのであれば、市長や議会に注文するだけでなく、市民が主語となる記述がもっとあるべきではないかと。

### ○福島委員長

- ・ 気づかなかったこともあるので、参考にしてほしい。

### ○中津原副委員長

- ・ ニュースレター案では、中間報告のうち市民に関わる項目のみが言及されており、市長等や議会については書かれていない。
- ・ ニュースレターは市民向けなので市民に関わる項目だけを抜粋したのか。行政職員も見るのであれば市民のことだけを書くことについては疑問がある。
- ・ あえて市民に関わる項目のみを書くのであれば、その旨を明記した方が良い。

### ○事務局

- ・ 抜粋理由については書き方を工夫したい。

### ○福島委員長

- ・ 各グループに分かれて検討を進めたい。

(グループ検討の記録については別紙参照)

## 3 その他

### ○事務局

- ・ 5月の日程について、今回は5月10日(火)大宮区役所南館301会議室で開催する。
- ・ 以降、最終報告たたき台作成チームの作業の進捗状況にもよるが、5月17日(火)、27日(金)、31日(火)に開催する予定である。
- ・ 5月6日(金)も浦和コミュニティーセンターを予約している。各チームで作業や打ち合わせを行うのであれば使用できる。
- ・ 新しい公共に関する意見交換会については、7名の委員から参加希望があった。5月26日(木)に先方の都合がついたので、18時30分からコンナールで開催する。
- ・ ニュースレターについてはメールで調整する。5月9日に入稿予定なので、広報チーム主体で作業を進めさせてもらいたい。

## 4 閉会

以上

<b>さいたま市自治基本条例検討委員会 第20回会議 グループ検討の記録</b>
--

## Aグループ

〔委員〕

伊藤、栗原、高橋、福島、堀越、湯浅

### 1 全体

- ・ 教育委員会等についても記載する必要があるのではないか。
- ・ 議会や市長等については、全て「～ものとする」を「～しなければならない」と書き換えた方が良いのではないか。
- ・ あまり細かく規定すると上げ足をとられるのではないか。

### 2 情報共有等

【1つ目の「●」】

【1つ目の「・」】

- ・ 「市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり」がくどいのではないか。「まちづくりに関する情報を…」で十分ではないか。

【2つ目の「●」】

- ・ (1) 「市政に関する正確な情報」は「市政に関する情報を正確に提供する」ではないか。
- ・ (2) について、「市民から」とあるが、情報公開条例では、「何人も」になっている。「市民から」を削った方が良いのではないか。

【3つ目の「●」】

- ・ 「個人情報の保護」に関して、行き過ぎた個人の権利保護は是正しても良いのではないか。

### 3 市政への市民参加の促進

【全体】

- ・ 議会と市長等については書かれているが、市民のすべきことが書かれていない。「市政への市民参加の促進」の項目で市民のすべきことを明記しなくても良いのか。

【1つ目の「●」】

【1つ目の「・」】

- ・ 「市政」や「市民」が繰り返し使用されている。整理が必要ではないか。

【2つ目の「・」】

- ・ 「多様な市民」について、「多様な」を具体化した方が分かりやすいのではないか。
- ・ 市政への市民参加の「機会の充実」について、すでに機会はあるのではないか。市民も参加の機会を積極的につかんで参加してほしい、ということを明記した方が良いのではないか。
- ・ 「手続きの簡素化」が分かりづらい。「市民が参加しやすい条件づくり」等にした方が分かり

やすいのではないか。

#### 【2つ目の「●」】

- ・ 「審議会等」について、日時や場所を開示すれば参加しやすくなるのではないか。

### 4 協働

#### 【全体】

- ・ 簡素化させた方が良いのではないか。
- ・ 2つ目の「・」と3つ目の「・」を整理した方が良い。
- ・ 1つ目の「・」と2つ目の「・」が似ている。2つ目の「・」の結論が1つ目と似たようなものになっている。

#### 【1つ目の「・」】

- ・ 「市民と議会・市長等は」という書き方について、8頁では「市民、議会、市長等は」になっている。
- ・ 議会と市長の協働はあり得ないのではないか。

#### 【3つ目の「・」】

- ・ 「市民の自発的な活動」がどのような活動でも良いのか。

### 5 市民の意見等への対応義務

#### 【1つ目の「・」】

- ・ 「市政に対する」について、市政の情報は共有すべきことなので、応答義務とは別に捉えても良いのではないか。
- ・ 「可能な限り」は当たり前なので削った方が良いのではないか。あるいは、「可能な限り速やかに」なのか。

#### 【2つ目の「・」】

- ・ 「説明責任を果たす」について、応答義務か、説明責任か。
- ・ 「説明責任」と「応答義務」という言葉を入れて、すっきりさせた方が良いのではないか。

#### 【3つ目の「・」】

- ・ 市政に関することを共有することなので、「②情報共有等」の項目と整理できないか。

### 6 住民投票

#### 【全体】

- ・ 常設型か非常設型かについては詰めた方が良い。
- ・ 住民投票を実施する際に前提となるデータの公表なども盛り込んだ方が良いのではないか。

#### 【1つ目の「・」】

- ・ 「住民」の定義はどうするか。

#### 【2つ目の「●」】

- ・ 「住民投票」の結果を「尊重するものとする」ではなく、「尊重しなければ（守らなくては）ならない」とすべきではないか。
- ・ 基本的には市長・議員が責任をもって判断すべきこともあるので、そのような条件を付けた方がよいのではないか。

## 7 総合振興計画

### 【全体】

- ・ 「総合振興計画」が唐突ではないか。
- ・ 「総合振興計画」について、この条例に書く必要があるか。
- ・ 「総合振興計画」という名称について、「総合計画」の方が一般的ではないか。
- ・ 前回出た意見にあるが、「限定されることを排除できない」のであれば、「多様な市民」としか書きようがないのではないか。なぜ「限定される」のかがわからない。生活者の視点を盛り込むことが必要なので参加するので、それが伝わりづらいのであれば、整理する必要がある。
- ・ 総合計画の枠がなければこの項目は整理ができないか。

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「市政への参加」の項目で整理することはできないか。

### 【3つ目の「・」】

- ・ 「定期的を確認する」については「行政評価」の項目で整理することはできないか。

### 【4つ目の「・」】

- ・ 「市民ニーズ」のカタカナ表記で良いか。

## 8 財政運営

### 【1つ目の「・」】

- ・ 「等」の執行機関について、予算に関する執行権がない執行機関もあるが、書き方は「市長等」で良いのか。
- ・ 「視野」に「立つ」という表現は適切か。
- ・ 「中長期的な財政の健全性の確保」や「中長期的な視点で」等で良いのではないか。
- ・ 「適切な管理及び効率的な運用」について、「適切な管理運用」で良いのではないか。
- ・ 「努めることにより」という手段を別に記載して整理するのはどうか。

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「十分に」は当たり前ではないか。

### 【4つ目の「・」】

- ・ 「行動する」とは、具体的にどのようなものを示しているのか。

## 9 監査

### 【全体】

- ・ 簡略化し、「財政運営」の項目で整理することはできないか。

### 【1つ目の「・」】

- ・ 「市政運営」という言葉を原則的に中間報告では使っているが、ここは「行政運営」で良いのか。
- ・ 「経営に係る事業」とは何か。
- ・ 「事業」か、「事業等」か。また「政策」か、「政策等」か。

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「外部監査人」とは何か。



## 10 行政評価

### 【全体】

- ・ 「行政評価」として、どのようなことを行っているのか。
- ・ 「行政評価」を柔軟に対応できるように書けないか。
- ・ 「行政評価」を重点的に行った方が良いのではないか。満遍なく実施するよりも良い。
- ・ 年度ごとに重点施策を設定するとした方がよいのではないか。
- ・ 目標が設定されていなければ評価はできないのではないか。例えば三鷹市では「適切な目標設定」を前提としている。
- ・ 健全な財政運営を行うためにも残した方が良いのではないか。

## 11 組織、人員体制等

### 【1つ目の「●」】

- ・ 「市民の視点に立ち」の意味が分かりづらいか。あえて書く必要があるのか。
- ・ 地方分権時代の組織の在り方について、(1)～(4)で足りているか。

### 【2つ目の「●」】

- ・ 「組織風土」とは何か。
- ・ 「参加しやすい組織風土」は「③市政への市民参加の促進」の項目に整備できないか。

## 12 市の発展のための法務

- ・ 「柔軟な運用」は法を軽んじているような印象を受ける。
- ・ 市が自らつくる条例と規則について、「適正な解釈」や「柔軟な運用」をすることを書くのはどうか。
- ・ 「法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び柔軟な運用」については整理した方が良いのではないか。

## 13 危機管理

### 【全体】

- ・ この項目は簡略化すべきではないか。

### 【1つ目の「・」】

- ・ (1)について、「自助、共助、公助」は説明がなくても分かるか。
- ・ (4)について、「被災者の救済」は市で対応しきれないもの、すべきでないものもあるのではないか。
- ・ (4)について、「救済」は残し整理した方が良いのではないか。

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「地域」について、エリアのことか、地域社会のことなのか。

## 14 国や他の地方自治体等との関係

### 【1つ目の「●」】

- ・ あえて「対等」と書くと、対等でないことを認めているように感じないか。「対等」を進展させるような書き方にした方が良いのではないか。

### 【2つ目の「●」】

- ・ 「市が関わる」とは何か。「他の地方自治体と」だけでも良いのではないか。
- ・ 「競い合い」とは何か。積極的に連携をする主体間は「助け合う」ものではないか。

### 【3つ目の「●」】

- ・ 諸外国との関係については「市民」も関われるのではないか。

## 15 身近なコミュニティ

### 【全体】

- ・ 社会福祉協議会や民生委員の活動についても記載した方が良いのではないか。これらは危機管理にも入れた方が良いのではないか。

### 【1つ目の「・」】

- ・ ここでの「市民」は、他の箇所で使っている「市民」の定義よりも狭く、より「住民」に近いのではないか。
- ・ 「地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて」は「自治会等の活動を通じて」にしてはどうか。
- ・ 「地域コミュニティ」を定義付けるのであれば、その他の部分で多く用いた方が良いのではないか。あるいは、違う言葉に置き換えた方が良いのではないか。

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「自治会等、市民活動団体」については整理する必要があるのではないか。
- ・ 「活動する主体」について、「主体」という言葉を使う必要があるか。「活動する者」でも良いのではないか。
- ・ 「地域の身近な課題」に対し、「地域の身近でない課題」はあるのか。「地域の課題」で良いのではないか。
- ・ 「課題」ではないが、「向上」させたいものもあるのではないか。
- ・ 任意団体に対し、「努めるものとする」とすると、義務感が出てくるのではないか。「解決に積極的に協力し合うこととする」とするのはどうか。

### 【3つ目の「・」】

- ・ 主語は異なるが、2つ目の「・」と整理できないか。
- ・ 「自主性及び自立性」に関して、「自主性」だけでよいのではないか。

## 16 区のあり方

### 【全体】

- ・ 行政区と自治会の関わりは整理すべきではないか。

### 【1つ目の「●」】

- ・ 「区民」の定義と「市民」の定義を同じにしても良いのか。

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「地域のまちづくり」の「地域」は何を指しているのか。「まちづくり」だけで良いのではないか。
- ・ 「地域」は「区」にした方が分かりやすいのではないか。

### 【2つ目の「●」】

- ・ 全区長が4月に定年を一斉に迎えることについて、疑問を感じる。
- ・ 「市政及び区政の方針」の「方針」に関して、(5)①では「コンセプト」としている。統一した方が良いのではないか。
- ・ 「区長の役割・責務」と「市長の役割・責務」等の書き方が異なる。整合を図る必要があるのではないか。

### 【3つ目の「●」】

- ・ 「区民会議」について、ここで書く必要があるのか。
- ・ 「主体となって」よりも、「主体的に」とした方が良いのではないか。

## 17 条例の運用(実効性の確保)

### 【1つ目の「●」】

- ・ 2つ目の「・」について、「啓発」を行うのは「市長等」か、「議会」か。
- ・ 「設けるものとする」ではなく、「設けなくてはならない」とするのはどうか。
- ・ 1つ目の「・」と、2つ目の「●」の2つ目の「・」は重複ではないか。

## Bグループ

〔委員〕

内田、小野田、染谷、富沢、中津原、細川、三宅、渡邊

### 1 身近なコミュニティ

【全体】

- ・ 地域における市民自治を推進するための章とすべきか。

【1つ目の「・」】

- ・ 「市民」は地域コミュニティに限られ、在勤・在学者が含まれないような印象を受ける。
- ・ 「市民」が人を意味するのであれば、地域から見た場合か市全体で見た場合かの切り口の違いのみであり、あまり問題ではない。
- ・ 「地域コミュニティ」は、他の部分で出てこないため書く必要があるのか。「地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて」は「自治会等の活動を通じて」にしてはどうか。
- ・ 「自治会等の活動を通じて」では自治会に限定して受け取られる可能性がある。
- ・ 自治会に期待する役割については明記した方が良い。

【2つ目の「・」】

- ・ 市民活動団体が特記して書かれているが、市民活動及び協働の推進条例では「自治会等」も「市民活動団体」に含めて定義してあるので、精査が必要ではないか。

### 2 区のあり方

【全体】

- ・ 「区のあり方」というテーマだと、区役所などが主語となってしまう。区民が主体となる規定がもっとあっても良いので、「区における市民自治（あるいは区民自治）のあり方」としてはどうか。
- ・ 自治基本条例の中で区役所の役割を規定する必要があるのか。
- ・ 区の中でのまちづくりで何をすべきかが手段であり、区役所がどうバックアップするかを書く方が良いのではないか。
- ・ 区民の視点で書くか、区役所の視点で書くか。
- ・ 区長や区民会議に話を通しておく必要があるのではないか。

【1つ目の「●」】

- ・ 「本庁組織」は市民の用語ではない。

【2つ目の「●」】

- ・ 「区長の役割・責務」の内容については、中間報告の【考え方・解説】のアとイに込めた想いをより明らかにする必要があるのではないか。
- ・ 「市政及び区政の方針」について、別の箇所では「コンセプト」と言っているところがある。「リーダーシップ」という表記も含め、全体を見直す必要があるのではないか。

### 3 条例の運用

#### 【1つ目の「●」】

- ・ 「仕組みを設けるものとする」について、具体案が必要ではないか。
- ・ 上記については全体会で事例研究をしてはどうか。
- ・ 実効性の確保については「市民も意識して守る」という要素が必要である。「条例の位置づけ」と「実効性の確保」をまとめ上げ、条例の最後に持ってくる方法が考えられる。

### 4 自治基本条例の目的

#### 【2つ目の「・」】

- ・ 「市（さいたま市をいう。以下同じ）」の表記に違和感を覚える。
- ・ 「市」が地理的なものか、法人としての自治体か、市民の集合体なのかが不明確であり、整理が必要ではないか。

### 5 自治の基本理念

#### 【1つ目の「●」】

- ・ （1）にある「市の課題」は、市政の課題なのか、まちづくりの課題なのか等が分かりづらい。
- ・ （3）は、「国や他の地方自治体との連携」という項目と重複しているのではないか。
- ・ 「国や他の地方自治体との連携」とは、理念と具体的な内容という切り分けであれば重複ではないが、どうか。

### 6 用語の定義

#### 【全体】

- ・ 重要度の高い用語とそうではないものを議論した方が良い。
- ・ 基本理念で使っている語を定義した上で理念を述べる条例の形もあるが、そちらの方が良いのではないか。
- ・ 「まちづくり」の定義が目的規定の中にあり、錯綜しているので、用語の定義の中で整理するのも方法の1つである。
- ・ 用語の定義に「まちづくり」や「市政」を含める必要があるのではないか。
- ・ 「協働」や「市民参加」は後の部分の中で定義しても良い。

### 7 条例の位置付け

#### 【全体】

- ・ 自治基本条例は「最も大切な規範」としているが、全条文の最後にあった方が説得力があるのではないか。
- ・ 「最も大切な規範」と「最高規範」が同じ意味かは全体会で議論した方が良い。

#### 【3つ目の「●」】

- ・ 「計画」については解説が必要である。
- ・ 「実施等」の「等」が何を意味するかが不明である。

## 8 市民の権利

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「尊重される」については基本的人権の尊重の意味か、別の意味かが不明確である。また、誰が尊重するかが見えない。
- ・ 上記に関しては受動態であるので全員から尊重されると理解すれば良いのではないか。
- ・ (2) について、具体的な予算編成や事業計画などには加われないのではないか。
- ・ (3) の「まちづくりの成果」については定義が必要である。
- ・ 「政策」と「まちづくり」の関係を整理した方が良い。

## 9 市民の責務

### 【1つ目の「●」】

- ・ 「享受」（8行目）とは「味わい楽しむ」という意味であり、公共サービスの享受という表現に違和感を覚える。
- ・ 8行目の「応分の負担を負う」という表現は、人によって捉え方が分かれる可能性があるので、「公平性、公正性の観点から応分の負担を負う」としてはどうか。

## 10 自治の担い手としての人づくり

### 【1つ目の「・」】

- ・ 2行目の「市民が成長できる環境」については市民を見下している印象を受けるとともに、何の成長かが不明瞭ではないか。
- ・ 単に「成長できる」とすれば主体が市民に限られなくなって良いのではないか。

## 11 議会の役割・責務

### 【全体】

- ・ 「議会」と「議員」の書き分けが必要か否か。

### 【1つ目の「●」】

- ・ 「議決機関としての利害調整機能」は分かりづらいので別の表現を考えてはどうか。

### 【2つ目の「●」】

- ・ 「市民参加を促進する」とは何かが把握しづらい。
- ・ (2) の内容は「その際～」と重なるため不要ではないか。
- ・ (2) の所に「市民との対話を進めるなど」を冒頭に入れてはどうか。

## 12 市長の役割・責務

### 【全体】

- ・ その他の執行機関の役割・責務が取り上げられていないが良いか。

## 13 職員の役割・責務

### 【2つ目の「・」】

- ・ 「市民自治」は分かりづらいので「まちづくり」にした方が良いのではないか。

## 14 市政運営の基本原則

### 【全体】

- ・ 「まちづくり」の方が「市政」よりも大きな概念であり、先に「まちづくり」の基本原則を述べた方が良いのではないか。

## 15 情報共有等

### 【2つ目の「●」】

- ・ 「市民の知る権利」と市民の権利の中にある「共有することを求める権利」の関係性が分かりづらいのではないか。
- ・ 「市民から開示請求があったとき」は条例の条件と異なる。

## 16 市政への市民参加の促進

### 【全体】

- ・ 市民が主語の内容がないのはどうか。「市民が参加すべし」ということを先に書き、そのために「議会・市長等は～」とする方法が考えられる。
- ・ 市民の権利の規定のところでも市民参加に対応する部分を手厚くしてはどうか。

以上